

弥富市工事検査要領

(趣旨)

第1条 この要領は、別に定めるもののほか、弥富市が発注する建設工事（以下「工事」という。）に係る検査員の行う検査に関し必要な事項を定めるものとする。

(検査の種類)

第2条 検査の種類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 完了検査 次の場合に行う検査

ア 工事が完了したとき。

イ 部分引渡しにおける指定部分に係る工事が完了したとき。

(2) 出来形検査 次の場合に工事の既済部分について行う検査

ア 部分払又は部分使用をしようとするとき。

イ 履行遅滞の場合において、継続施工を承諾しようとするとき。

ウ 工事の施工を中止しようとするとき。

エ 契約を解除しようとするとき。

(3) 中間検査 工事の適正な技術的施工を確保するために行う検査

(検査員の任命)

第3条 検査員は、次の各号に掲げる契約の区分に応じ、当該各号に定める職員のうちから市長が任命する。

(1) 次号に掲げる工事以外の工事 財政課契約検査グループに属する職員

(2) 随意契約による工事、単価契約による工事、しゅんせつ工事、草刈り工事、指示票工事及びその他市長が認める工事 工事担当課に属する職員

2 検査員の任命の時期は、次に掲げるとおりとする。

(1) 完了検査 完了届又は指定部分完了届の提出があったとき。

(2) 出来形検査

ア 部分払の場合にあつては、出来形検査の申出があったとき。

イ 部分使用の場合にあつては、部分使用をしようとするとき。

ウ 履行遅滞の場合にあつては、継続施工を承諾しようとするとき。

エ 工事中止の場合にあつては、工事の施工を中止しようとするとき。

オ 契約解除の場合にあつては、契約を解除しようとするとき。

(3) 中間検査 市長が中間検査の実施を必要と認めたとき。

(検査の時期)

第4条 完了検査は、完了届を受理した日から14日以内に行わなければならない。

2 出来形検査及び中間検査は、検査員任命後遅滞なく行うものとする。

(検査の基準)

第5条 工事の検査は、別表第1に定める工事検査基準に基づき行うものとする。

(検査の準備)

第6条 検査員は、検査を行う場合は、日時、検査員の職氏名及び検査対象工事名等を監督員に通知するものとする。

2 監督員は、前項の規定による通知があったときは、検査実施について請負者に通知するものとする。

3 検査に当たり監督員及び請負者は、次に掲げる準備行為を行うものとする。

(1) 必要に応じて現場における検査範囲等の表示

(2) 設計図書、その他検査に必要な関係書類の整備

(3) 別表第2に掲げる検査用具のうち、当該検査に必要と認められる用具の準備

(4) 前3号に掲げるもののほか、必要と認める事項

(検査の立会い)

第7条 検査は、監督員並びに当該工事の請負者又は現場代理人及び主任技術者又は監理技術者の立会いの下に行うものとする。

(検査の実施)

第8条 工事の検査は、原則として現地において、設計図書等と対比してその位置、形状、寸法等の相違及び品質性能、その他必要な事項について確認するものとする。

(完了検査の報告)

第9条 検査員は、完了検査を行ったときは、完了検査調書（第1号様式）又は指定部分完了検査調書（第2号様式）及び工事検査記録（第3号様式）を作成し、市長に提出するものとする。この場合において、検査の結果その給付に不完全な部分があると認めたときは、完了検査調書又は指定部分完了検査調書に修補補正調書（第4号様式）を添えるものとする。

(出来形検査の報告及び通知)

第10条 検査員は、出来形検査を行ったときは、出来形検査調書（第5号様式）を作成し、出来形調書（第5号様式（別紙1又は別紙2））を添えて市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の出来形検査調書を受理したときは、出来形検査結果通知書（第6号様式）により請負者に通知するものとする。

（中間検査の報告）

第11条 検査員は、中間検査を行ったときは、工事検査記録を作成し、中間検査結果報告書（第7号様式）を添えて市長に提出するものとする。

（修補補正の命令）

第12条 市長は、検査員から修補補正調書を受理したときは、修補補正指示通知書（第8号様式）により請負者に修補補正を命じるものとする。

2 検査員は、修補補正を要する部分の内容が軽易であると認めたときは、前項の規定にかかわらず、検査の際に修補補正指示書を請負者に交付することができる。この場合において、その旨を修補補正調書に記載し、修補補正指示書の写しにより市長に通知するものとする。

（修補補正の確認）

第13条 完了検査を行った検査員は、修補補正の完了を確認するための検査を行わなければならない。ただし、修補補正の内容が軽易な場合には、工事記録及び工事写真等によりその内容を確認することをもって検査に代えることができる。

2 検査員は、修補補正に係る検査を完了したときは、速やかに市長に修補補正完了検査調書（第9号様式）を提出するものとする。

（臨機の措置）

第14条 検査員は、検査に当たり、事態が重大かつ処理に急を要すると認める事項があるときは、直ちに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

（工事成績の評定）

第15条 工事が完了したときは、その成績について別に定める弥富市工事成績評定要領により評定するものとする。

（検査結果の通知）

第16条 市長は、完了検査の結果又は指定部分完了検査の結果及び工事目的物の

引渡しの時期又は指定部分に係る工事目的物の引渡しの時期を検査結果通知書（第10号様式）又は指定部分検査結果通知書（第11号様式）により請負者に通知するものとする。

附 則

この要領は、平成23年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1（第5条関係）

工事検査基準

	基準図書	発行者
1	愛知県土木工事検査基準	愛知県
2	愛知県建設部土木工事標準仕様書	愛知県
3	愛知県農林水産部工事標準仕様書	愛知県
4	愛知県土木工事現場必携	愛知県
5	公共建築工事標準仕様書（建築工事編）	公共建築協会
6	公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）	公共建築協会
7	公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）	公共建築協会
8	公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）	公共建築協会
9	公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）	公共建築協会
10	公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）	公共建築協会
11	公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）	公共建築協会
12	公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）	公共建築協会
13	公共住宅建設工事共通仕様書	公共住宅事業者等 連絡協議会
14	工事写真の撮り方（建築編）	公共建築協会
15	工事写真の撮り方（建築設備編）	公共建築協会
16	下水道実施設計の手引	愛知水と緑の公社
17	愛知県企業庁工事標準仕様書	愛知県
18	下水道土木工事共通仕様書	（財）下水道新技 術推進機構
19	その他参考資料	

別表第2（第6条関係）

区 分	用 具	
共通検査用	スチールテープ（50m）	リボンテープ（5m）
	布テープ（樹脂加工50m）	コンベックススチール（2m～5m）
	箱尺	水糸
	ポール	ピンポール
	垂球	勾配定規（スラントルール）
	トランシット	シュミットハンマー
	レベル	検査用ハンマー
	光波測量機	ドライバー
	照明用ライト	鏡（柵、管の検査用）
	カメラ	開栓器（マンホール蓋用）
	電卓	パソコン
その他	つるはし	脚立
	スコップ	梯子